

事 務 連 絡  
令和 7 年 7 月 11 日

各事業者 殿

大阪労働局労働基準部長

建設現場における建設業従事者及び警備員の熱中症予防対策の強化について

平素より労働安全衛生行政に格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、警察庁、国土交通省及び厚生労働省の関係課長から建設業関係団体の長及び一般社団法人全国警備業協会会長に対し、熱中症予防対策の強化として、建設工事に関係する各主体において取り組むことが望ましい事項について整理した旨の通知が別添のとおり発出されました。

つきましては、この趣旨をご理解のうえ、関係者へ周知いただき、建設現場における熱中症対策の徹底を図っていただくようお願いいたします。